



鳥取県公報

平成12年 8月11日(金)

号外第80号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則（医務薬事課）……………	1
◇ 教委規則	鳥取県立武道館の管理に関する規則（体育保健課）……………	4
	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（小中学校課）……………	15
	鳥取県営武道館の管理に関する規則を廃止する規則（体育保健課）……………	17

—— 公布された規則のあらまし ——

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 看護職員養成施設を卒業した者が看護職員の業務に従事した場合に看護職員修学資金の返還に係る債務の履行が猶予される施設に、介護老人保健施設を加えることとした。
- 2 大学院修士課程修了者に係る看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件を次のとおり改正することとした。
 - (1) 債務の履行猶予の対象となる業務を看護婦の業務から看護職員の業務に拡大すること。
 - (2) 看護職員の業務に従事した場合に債務の履行が猶予される施設として、介護老人保健施設及び訪問看護事業所を明記するとともに、保健所等を加えること。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第87号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学資金借受者の資格)</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者であること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(修学資金借受者の資格)</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 将来県内において看護職員（大学院の修士課程に在学する者にあつては、看護婦に限る。）としてその業務に従事しようとする者であること。</p> <p>(3) 略</p>
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあつては助産婦の業務、ア(キ)に掲げる施設にあつては保健婦の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア) 病院で、病床が200床未満のもの又は病床のうち精神病床が80パーセント以上を占めるもの（ウ)及び(オ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の規定による許可を受けた主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院その他これに類するものとして知事が別に定める病院（オ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(エ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設（以下「重症心身障害児施設」という。）</p> <p>(オ) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された国立療養所</p> <p>(カ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター（以下「母子健康センター」という。）</p> <p>(キ) 保健所及び市町村</p> <p>(ク) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</p> <p>イ 県外の施設</p> <p>心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設（以下</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているとき。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア) 病院で、病床が200床未満のもの又は病床のうち精神病床が80パーセント以上を占めるもの</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの</p> <p>イ 県外の施設</p> <p>心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設</p>

「福祉施設」という。）

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(エ)に掲げる施設にあっては助産婦の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては保健婦の業務に限る。）に従事しているとき（ア(キ)に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 県内の施設

(ア) 病院

(イ) 診療所

(ウ) 重症心身障害児施設

(エ) 母子健康センター

(オ) 保健所及び市町村

(カ) 介護老人保健施設

(キ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る

同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業

（同条第8項に規定する訪問看護に限る。）を

行う事業所

イ 県外の施設

福祉施設

(届出)

第17条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 第13条第3号又は第4号に掲げる施設において看護職員の業務に従事したとき。就業届（様式第15号）

(8)～(11) 略

2及び3 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、県内の病院、診療所その他知事が別に定める施設において看護婦の業務に従事しているとき。

(届出)

第17条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 第13条第3号に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、又は同条第4号に掲げる施設において看護婦の業務に従事したとき。就業届（様式第15号）

(8)～(11) 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の看護職員修学資金貸付規則の規定は、平成12年4月1日以後に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県立武道館の管理に関する規則をここに公布する。

平成12年 8月11日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第18号

鳥取県立武道館の管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の規定に基づき、鳥取県立武道館（以下「武道館」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 武道館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を武道館に掲示しなければならない。

(休館日)

第3条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

(2) 毎月の第3火曜日（その日又はその日の前日が休日に当たるときは、第3水曜日）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第4条 武道館を貸切りの方法で利用しようとする者又は研修室、会議室若しくは放送室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書をその利用の日の7日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 武道館を貸切り以外の方法で利用しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を貸切りの方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、貸切り以外の方法で利用する者に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。

第5条 武道教室による武道館の利用をしようとする者の利用の申込みについては、前条第2項の規定を準用する。

2 教育委員会は、武道教室による武道館の利用の許可をしたときは、前項の申込みをした者に対し、様式第4号による参加証を交付するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、武道教室の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

(使用料の減免)

第6条 武道館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

- (1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
- (2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、武道館を貸切りの方法で利用させるためその他武道館の管理上必要があるときは、その利用を制限することができる。

(行為の制限等)

第8条 武道館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 武道館の施設設備を滅失し、損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- (3) その他教育委員会が別に定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、武道館の利用を拒むことができる。

(監督)

第9条 教育委員会は、武道館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、武道館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又はこの規則の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) その他武道館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第11条 利用者は、武道館の施設設備を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(事故の発生の届出)

第12条 利用者は、武道館の利用に際し事故が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(規則への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

鳥 取 県 立 武 道 館 利 用 申 込 書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

次のとおり鳥取県立武道館を利用したいので、申し込みます。

利用の目的			
利用施設	1 主道場 (全面・1/2面・1/3面・1/4面・1/6面) 2 小道場(1) (全面・1/2面) 3 小道場(2) (全面・1/2面) 4 弓道場 (近 的・遠 的) 5 相撲場 6 研修室 (研修室(1)・研修室(2)・研修室(3)) 7 会議室 8 放送室		
利用期間	年 月 日 時 分から (時間) 年 月 日 時 分まで (日間)	・別紙のとおり	
利用予定人員	人	利用種別	1 アマチュア・スポーツ活動
入場料等の徴収の有無	有 (円) 無		2 その他
利用設備等	利 用 設 備		照 明 ・ 冷 暖 房
利用責任者	氏 名		
	住 所	(電話番号)	
摘 要			

(別紙)

利用施設	区 分	利	用	期	間	
主 道 場	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 3 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 4 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 6 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場(1)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場(2)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
弓 道 場	近 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	遠 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
相 撲 場		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室(1)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室(2)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室(3)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
会 議 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
放 送 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)

備 考

備考 この表は、複数の施設をそれぞれ異なる期間利用しようとする場合に提出してください。

様式第2号 (第4条関係)

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

職 氏 名 印

鳥 取 県 立 武 道 館 の 利 用 に つ い て (通 知)

年 月 日 付 け で 申 込 み の あ っ た こ の こ と に つ い て は 、 次 の と お り と し た の で 通 知 し ま す 。

利用の目的					
利用施設	1 主道場 (全面・1/2面・1/3面・1/4面・1/6面) 2 小道場(1) (全面・1/2面) 3 小道場(2) (全面・1/2面) 4 弓道場 (近 的・遠 的) 5 相撲場 6 研修室 (研修室(1)・研修室(2)・研修室(3)) 7 会議室 8 放送室				
利用期間	年	月	日	時	分から 分まで
利用設備等	利 用 設 備			照 明 ・ 冷 暖 房	
使用料	円			施設使用料	円
				設備使用料	円
利用責任者	氏 名				
	住 所	(電話番号)			
利用の条件					
摘 要					

(別紙)

利用施設	区分	利	用	期	間	
主 道 場	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 3 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 4 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 6 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場 (1)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場 (2)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
弓 道 場	近 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	遠 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
相 撲 場		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (1)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (2)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (3)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
会 議 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
放 送 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)

備 考

様式第3号 (第4条関係)

その1

当 日 利 用 券

表

No <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">○</div> 利 用 券 控 ￥ _____	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">No _____</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">○</div> 利 用 券 年 月 日 ￥ _____ 鳥 取 県 立 武 道 館
---	--

裏

<ol style="list-style-type: none"> 1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。 2 この券が使えるのは本日だけです。 3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。 	
--	--

(縦4センチメートル、横9センチメートル)

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

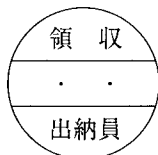
(1) 高等学校の生徒



(2) 学生又は一般人

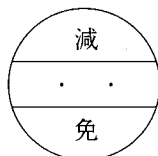


2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

3 心身に障害を有する者及びその介護者、休日等に利用する高等学校の生徒、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2

1 箇 月 利 用 券

表	No <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">○</div> 利 用 券 控 ￥ _____	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;">○</div> 住 所 氏 名 鳥 取 県 立 武 道 館	No 年 月 日 発 行 利 用 券 年 月 日 从 来 年 月 日 以 来 ￥ _____	年 齡 歳
---	---	--	---	-------

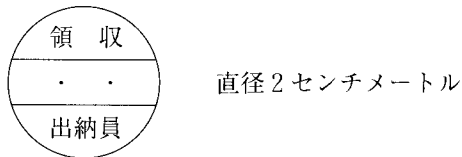
裏	1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。 2 この券は、入館するとき係員に見せてください。 3 この券は、記名者のほかは使用できません。 4 この券は、武道館が貸切り等で利用されているときは、使用できないことがあります。 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。 6 この券を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてください。	
---	--	--

(縦6センチメートル、横11センチメートル)

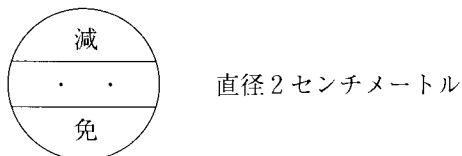
備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校の生徒 高
- (2) 学生又は一般人 一般

2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



3 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



様式第4号 (第5条関係)

表	No ○	○	No	年	月	日	発行			
	武道教室参加証控	種目	武 道 教 室 参 加 証				種目			
	¥	コース	コース				¥			
		住所					住所			
		氏名					年齢	歳		
		学校名 (勤務先)					教室期間	日間		
		年	月	日	から	年	月	日	まで	日間
		鳥 取 県 立 武 道 館								

裏	1	この参加証に領収印又は減免印のないものは使えません。
	2	この参加証は、表に書いてある武道教室に参加するときのほかは使用できません。
	3	この参加証は、入館するとき係員に見せてください。
	4	この参加証は、記名者のほかは使用できません。
	5	利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
	6	この参加証を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 幼児、児童又は中学校の生徒

○ 幼小中

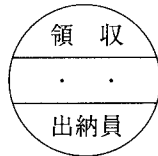
(2) 高等学校の生徒

○ 高

(3) 学生又は一般人

○ 一般

2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第5号 (第6条関係)

鳥 取 県 立 武 道 館 使 用 料 減 免 申 請 書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号



次のとおり鳥取県立武道館の使用料の減免を申請します。

利用の目的			
利用施設	1 主道場 (全面・1/2面・1/3面・1/4面・1/6面) 2 小道場(1) (全面・1/2面) 3 小道場(2) (全面・1/2面) 4 弓道場 (近的・遠的) 5 相撲場 6 研修室 (研修室(1)・研修室(2)・研修室(3)) 7 会議室 8 放送室		
利用期間	年 月 日 時 分から (時間) 年 月 日 時 分まで (日間)	別紙のとおり	
使用料	円	施設使用料	円
		設備使用料	円
減免申請の額	円	施設使用料	円
		設備使用料	円
減免を必要とする理由			
摘要			

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(別紙)

利用施設	区分	利	用	期	間	
主 道 場	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 3 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 4 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 6 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場 (1)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
小 道 場 (2)	全 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	1 / 2 面	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
弓 道 場	近 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
	遠 的	年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
相 撲 場		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (1)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (2)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
研 修 室 (3)		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
会 議 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)
放 送 室		年	月	日	時	分から (時間) 分まで (日間)

備 考

備考 この表は、複数の施設をそれぞれ異なる期間利用しようとする場合に提出してください。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 8月11日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第19号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(普通免許状の授与の出願) 第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書（様式第2号）を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。		(普通免許状の授与の出願) 第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書（様式第2号）を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。	
1～8 略		1～8 略	
9 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号。以下「平成12年改正法」という。）附則第2項の規定による高等学校教諭の情報の教科についての1種免許状	ア 平成12年改正法附則第2項第1号又は第2号の高等学校教諭の普通免許状の写し イ 平成12年改正法附則第2項の文部省令で定める情報の教科に関する講習を修了した旨の証明書		
10 平成12年改正法附則第3項の規定による高等学校教諭の福祉の教科についての1種免許状	ア 平成12年改正法附則第3項の公民、看護又は家庭の教科についての高等学校教諭の普通免許状の写し イ 平成12年改正法附則第3項の文部省令で定める福祉の教科に関する講習を修了した旨の証明書		
(単位の修得方法) 第23条 略		(単位の修得方法) 第23条 略	

2 免許法別表第6の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第2のとおりとする。

3 略

(免許状授与証明書)

第24条 略

(通知義務)

第24条の2 授与権者は、免許状の授与又は教育職員検定を願い出た者であって、免許状の授与を受けることのできなかったもの又は教育職員検定に合格しなかったものに対し、その都度その旨を通知するものとする。

(書類の保存)

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1～5 略

別表第3 (第23条関係)

1 教科に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容
略	略	略
高等学校教諭	1種免許状	10以上50以下
		免許法施行規則第4条の表第1欄に掲げる免許教科(看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習に係る免許状にあっては、それぞれ看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の免許教科とする。)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「高等学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上
		略
略	略	略

2 免許法別表第6の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第5号の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第2のとおりとする。

3 略

(免許状授与証明書)

第24条 略

(書類の保存)

第26条 免許法施行規則第76条第1項の規定により授与権者が保存しなければならない書類の保存期間は、次の表のとおりとする。

書 類 の 名 称	保存期間
1～5 略	

別表第3 (第23条関係)

1 教科に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容
略	略	略
高等学校教諭	1種免許状	10以上50以下
		免許法施行規則第4条の表第1欄に掲げる免許教科(看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習に係る免許状にあっては、それぞれ看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の免許教科とする。)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「高等学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上
		略
略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>平成15年3月31日までにこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定により小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭若しくは幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状(専修免許状を除く。)</u>に係る<u>単位数のうち10単位以上を修得した者に対する普通免許状の授与については、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この規則の施行の前日にこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定により小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭若しくは幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状に係る<u>所要資格を得た者は、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定により当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。</u></u></p>

鳥取県営武道館の管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 8月11日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第20号

鳥取県営武道館の管理に関する規則を廃止する規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和46年鳥取県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。